

長南町農業経営基盤の強化の
促進に関する基本的な構想

令和 5 年 9 月

長 南 町

目 次

第1 長南町農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本町農業の現状	1
2 本町農業の課題	1
3 本町農政展開の基本的な考え方	2
4 農業経営基盤の強化の基本的な推進方向	3
5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成の方向	4
6 地域における農業生産の取組方向	5
(1) 部門別農業生産の現状と今後の基本的な誘導方向	5
ア 水稲部門	5
イ 畜産部門	6
ウ 園芸部門	6
エ きのこと部門	7

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本指標

営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	8
個別経営体	
・水稲専作	9
・露地野菜専作	10
・施設花き	11
・酪農	12
・椎茸	13
組織経営体	
・水稲専作	14
・水稲+麦+大豆	15
・露地野菜専作	16

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本指標

営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	17
個別経営体	
・水稲専作	18
・露地野菜専作	19

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	20
2 市町村が主体的に行う取組	20
3 関係機関の連携・役割分担の考え方	21
4 就農等希望者のマッチング及び	

農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	21
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	22
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	22
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	
1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	23
2 利用権設定等促進事業に関する事項	24
3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	30
4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等	34
5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	34
6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項	35
7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	36
第6 その他	36

第1 長南町農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本町農業の現状

本町は、千葉県のほぼ中央東部・長生郡の南西隅に位置し比較的温暖な気候に恵まれ、水稻単作の経営が中心で良質米が生産されています。

令和3年の農業産出額は米が最も多く、次いで畜産、野菜の順になります。

米作は、米価の低下等により収穫面積・産出額とも減となっています。

畜産の主流は、乳用牛であり飼育頭数・飼育農家とも減となっています。

野菜等については、産地化されている蓮根は県下一の生産をほこっています。

一部に施設野菜・花きがあり、一般野菜は自家消費程度であったが、近年、直売所等への出荷が増えています。

このような農業生産を担っている農業構造を見ると、令和2年の主業農家の割合は9.0%、準主業農家10.7%、副業的農家80.3%と農業依存度の低い農家の割合が9割を占め、その兼業の内容も安定的な恒常勤務が大半を占めています。

今後の動向として、兼業化・高齢化に伴う労働力不足等から耕作放棄地の増加や混在化が進み、生産性の停滞や活力低下が予想されます。

2 本町農業の課題

(1) 農業構造のせい弱化への対応

高齢化の進展や後継者の不足等による農業従事者の大幅な減少という、近年の我が国が抱える構造的な問題に本町も直面しています。平成27年に543戸であった販売農家数は、令和2年には179戸も減少し、364戸であった。

農業従事者のうち65歳以上の高齢者の占める割合は、61.0%から82.3%へと増大しています。

このような農業経営体数の減少や高齢化が進展する状況にあって、優良農地の確保や荒廃農地の発生防止・解消、さらには自然環境や国土保全、水源のかん養などの農業・農村が持つ多面的機能の持続的な発揮のためにも、地域農業の中心となる担い手の確保・育成を進め、それらが農業生産の相当部分を担っていくような農業構造の確立が必要です。

(2) 農業のグローバル化への対応

経済社会のグローバル化に伴い、幅広い分野において、人やモノ、情報などの交流が世界的規模で拡大しています。中でも貿易の分野では、平成30年12月にTPP11協定、令和4年1月にRCEP協定が発効されるなど、経済のグローバル化が一層進展しています。

このため、輸出力の強化や生産現場の体質の強化・生産性向上、付加価値の向上等が求められています。

(3) デジタル社会の進展への対応

人口減少社会に入り、産業競争力の強化や地域社会の活力低下が懸念されており、デジタル技術の活用による社会の変革は極めて重要な課題となっており、農業分野においても、生産性を向上させ、農業を成長産業にしていくためには、デジタルトランスフォーメーションを実現することが求められています。

(4) 人口減少や高齢化の進展による集落機能低下への対応

農村は、食料供給に加え、郷土や自然環境の保全等にとってかけがえのない多面的機能を有しており、また、人々の価値観が心のゆとりと豊かな暮らしを求める方向に変化する中で、美しい景観や豊かな自然のある農村への期待は大きくなっています。

しかしながら、農村の人口減少や高齢化の進展により、生産活動や集落としての機能が低下し、野生鳥獣による生産物への被害や荒廃農地が拡大しており、緑豊かな景観や伝統文化など農村の魅力的な資源を発掘・活用し、農村の活性化を図っていくことが求められています。

3 本町農政展開の基本的な考え方

(1) 産地強化と高収益型農業への転換の促進

農業者と関係団体の緊密な連携の下、マーケット需要に対応した力強い産地づくりを進めるとともに、町農産物のブランド化や農家所得の向上を図るため、農業者が生産・加工・販売まで一体的に行う6次産業化の取組みを推進します。

また、地域の農業を牽引する意欲のある人材や集落営農組織などの多様な担い手を確保・育成し、意欲ある担い手への農地集積を推進するとともに、生産基盤の充実・強化を図り、耕作放棄地を含む農地を一定規模にまとめた上で農業法人等に貸し出す仕組みづくりを進めます。

さらに、消費動向の変化や温暖化に対応した新たな技術開発や品質育成に積極的に取り組むとともに、全国的な優良事例を本町農業の産地づくりに取り入れながら高付加価値型、高収益型の農業への転換を推進します。

加えて、次世代に引き継げる持続可能な農業を目指し、環境への負荷軽減や資源の適正な利用などを推進します。

(2) 町の魅力を発信

町長のトップセールスや各種メディアを通じたPR活動を展開し、本町の魅力を発信します。

また、観光地や文化、産業などを充実させるとともに、本町のイメージアップと農産物の販売促進や定住の促進に向けて、魅力を積極的に発信します。

(3) 緑豊かで活力ある農村づくりの推進

多くの人々の参画による農村の活性化を推進するため、直売所や加工所、体験農園などの農業体験施設でのグリーンツーリズムなど、魅力ある本町の農山村に多くの人々が触れ合える機会を提供することで、町内外の人々の理解増進と高齢者就労など多様な就労の場の提供につながるような地域づくりを目指します。

さらに、耕作放棄地の増加や野生鳥獣による農作物等への被害増加といった地域の課題や、農業水利施設等の適正な保全管理について、地域が一体となって住民との協働の下に取り組み、美しい景観が保全された、住民が快適に過ごせる豊かな農村の実現を図ります。

4 農業経営基盤の強化の基本的な推進方向

- 本町農政の基本的な考え方に即して各種施策を展開し、本町の農業の持続的な発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営体が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の確立、すなわち意欲と能力のある経営感覚に優れた担い手の育成・確保と、それら担い手への農用地の利用集積を進めていくことがとりわけ重要です。

そのため本町では、本基本計画において目指すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積、経営の合理化をはじめとする農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じます。

また、集落・地域での話し合いに基づく「地域計画」を策定し、農地集積や新規就農・経営継承を促し、農業の体質強化を図ります。

今後さらなる増加が懸念される耕作放棄地については、担い手への農用地の利用集積を図ることを基本に、その発生の防止と農用地としての効率的な利用を目指します。

(1) 効率的かつ安定的な経営体の目標

人々が農業を魅力とやりがいのある職業として選択し、意欲を持って取り組んでいくためには、農業に従事することで、地域における他産業と比較して遜色のない労働条件と収入を得ることが必要です。

そこで、本町においては、現に県内各地域で展開されている経営事例を踏まえ、地域における他産業従事者並みの年間労働時間（主たる従事者一人当たり1,800～2,000時間）を維持しつつ、他産業従事者並みの生涯所得を可能とする年間農業所得（主たる従事者1人当たり520万円程度）を実現し得る農業経営を行う者を「効率的かつ安定的な農業経営者」として位置付け、その育成・確保に努めます。

年間労働時間	主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間
年間労働所得	主たる従事者1人当たり520万円程度

また、その育成に資するよう、低利融資等の農業金融対策の効果的な活用を図るとともに、経営管理能力や対外的な信用向上のため、家族経営協定の締結、さらには法人化を推進します。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の確保・育成に向けた取組

地域においては、効率的かつ安定的な農業経営を目指す農家のほかにも、小規模な兼業農家や土地持ち非農家などが存在し、それらが相互に支え合い、地域農業の維持・発展を図っていくことが必要です。

そのため、地域農業のある方について集落・地域で話し合い、効率的かつ安定的な農業経営を営む者等への農地の集約化等に関する将来方針を作成する「地域計画」の策定を推進します。

また、経理の一元化などの一定の要件を備えた集落営農組織のうち体制が整ったものについては、特定農業団体化・法人化に向け誘導していきます。

(3) 多様な人材の参加による地域づくり

農業者の半数を占める女性農業者は、重要な農業の担い手であるとともに、加工や直売等の活動を通じて地域の活性化にも大きく貢献しています。そして農業は、個人の体力に応じて、生涯にわたって従事することが可能な職業でもあります。

そのため高齢者についても、その知識と経験を活かして、積極的に生産や地域活動に参加していくことが期待されています。

地域においては、多様な主体が参加する活動組織が農地・農業用水等の適切な保管理のため共同活動を多く実践しています。

これらの状況を踏まえ、町では、活力ある農村作りに向け、女性農業者や高齢者、障害者をはじめとする多様な主体が、農業経営や地域社会の活動に主体的に参画できるような環境の整備を進めるとともに、地域住民自らが緑豊かな景観や伝統文化など農村の魅力的な資源を発掘・活用し、生産から加工・販売・観光等が一体化した6次産業化の取組を支援します。

さらに、農業・農村が持つ、自然環境や国土の保全、水源のかん養などの多面的機能の重要性について都市住民の理解を深めていくことは、今後の農業・農村の持続的な発展のためにも不可欠であることから、農産物の産地直接販売、グリーンツーリズムの推進など、都市と農村との交流の活性化を図ります。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成の方向

- 農業における技術革新や情報化、経済のグローバル化が進展する中で、経営感覚に優れた意欲ある農業者の確保・育成を図ります。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保

近年の新規就農者は、新規学卒の農家子弟ばかりでなく、他産業に従事した後

に就農する農家子弟や非農家からの新規参入者が増加するなど多様化しており、それに伴い就農形態も自家農家の継承だけでなく、新たな部門を起こす場合や、新たに農地等を確保して就農する場合、さらには農業法人等へ就業するなど多様化しています。

過去5年間の平均新規就農者数1名を踏まえ、本町においては年間5名の新規就農者を確保することを目標とします。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標

県内の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人当たり270万円程度）を目標とします。

年間労働時間	主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度
年間農業所得	主たる従事者1人当たり270万円程度

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に向けた町の取組

千葉県や関係団体、指導農業士等と連携し、就農相談から技術習得や農地の確保、就農後の定着まで一連の支援体制を充実させます。

また、国の交付金制度等の活用を促進し新規就農希望者の円滑な就農を支援します。

(4) その他の取組

農業生産の現状や実現の可能性を踏まえ、地域に定着できるような農業経営の実現を支援します。

6 地域における農業生産の取組方向

(1) 部門別農業生産の現状と今後の基本的な誘導方向

ア 水稻部門

(ア) 現 状

水田面積は1,020haで、全耕地面積の85%を占める水稻単作の良質米産地です。令和4年の水稻作付面積は627ha、水稻産出額は6億1千万円で全体の農業産出額のうち64.9%を占めています。

また、認定農業者（農事組合法人）への農地の集積が図られています。集積率は29.8%となっています。

一方、水稻種子生産面積は57.5haで信頼性の高い優良種子を計画的に生産し供給を図っています。

(イ) 将来像

ほ場の大区画化や高度利用のための用排水施設の整備が進む中で、認定農業者を中心とした担い手や農作業受託組織へ農地が集積され、経営規模の拡大と低コスト化による生産性の高い水田農業が展開しています。

また、水田を活用した飼料用米やホールクロップサイレージ用稲などの生産、家畜排せつ物の堆肥としての再利用など、地域の畜産農家との連携がすすみます。

イ 畜産部門

(ア) 現 状

本町の家畜飼養頭羽数、飼養戸数ともに減少傾向にあります。

令和3年の畜産産出額は、農業産出額の17.0%に当たる1億6千万円で、そのうち乳用牛が62.5%となっています。

a 酪農

一戸当たりの平均飼養頭数は、47頭で県平均39頭を上回っています。しかしながら、牛肉の輸入自由化以降、副産物である乳廃牛や肥育用雄子牛の価格低迷等により収益性が低下するとともに、最近では、乳牛、乳製品の需要の停滞から生乳生産は過剰基調にあります。

b 採卵養鶏

飼養戸数は、1戸で飼養管理も高度に自動化された集約的な鶏舎等が普及しています。

(イ) 将来像

水稻農家との連携により、高品質な家畜の改良や省力管理技術の開発が進み、経営の安定化が図られます。

ウ 園芸部門

(ア) 現 状

令和3年の園芸産出額は、1億5千万円で農業産出額の約16%を占めています。

野菜等については、産地化されている蓮根と一部に施設野菜・花きが生産されています。

蓮根の作付面積は約32haで、県内一の産地となっています。

施設園芸の花きについてはバラが生産されています。

(イ) 将来像

野菜・花きについては、労働力不足の解消と生産コストの低減を図るため、省力型機械の導入が推進され「安全」「新鮮」「美味しい」等消費者ニーズに対応した新農産品の開発や、良質な農産物生産体制の確立が図られます。

エ きのこ部門

(ア) 現 状

しいたけ栽培は、農家林家の重要な収入源となっています。

近年原木の不足とその価格の上昇に伴いオガクズを利用した菌床しいたけ栽培が行われています。

(イ) 将来像

栽培技術体系は、ほぼ確立され低コスト化及び品質向上を中心にブランド作りと経営の合理化が図られ集約的栽培が行われています。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本指標

- 第1－4に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に長南町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、長南町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりです。

組織形態	営農類型
個別経営体 (※1)	水稲専作 露地野菜専作（蓮根） 施設花き専作（バラ） 酪農専業 椎茸
組織経営体 (※2)	水稲専作+作業受託 水田農業（水稲+麦+大豆）

※1) 個別経営体

本町農業の特徴として、農業生産の相当部分が家族経営によって担われていることが挙げられる。そのため、「個別経営体」についても、労働力構成として世帯主1名とその家族ないし雇用労働者数名で営まれることを想定しています。

個別経営体においては、複式簿記の導入やパソコン等を活用した経営管理を行い、家計と経営を分離して、経営内容を明確化するとともに家族間の取り決めにより、計画的な休日の確保や家族への月給制の導入などの取組や各種保険に加入するなど労働環境の整備が必要です。

※2) 組織経営体

「組織経営体」とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を受託する組織であって、農事組合法人、有限会社などのほか、経理の一元化など一定の要件を備えた集落営農についても対象として想定しています。

一方、現在の農山村地域にあっては、農業従事者の高齢化の進展や後継者の不足等によって遊休農地が増加するとともに、混住化の進展や生活圏の拡大によって集落機能そのものが低下しつつあります。そのような中で、地域農業の維持発展と、安定的な食糧供給を図っていくためには、農家の規模や専業・兼業の違いなどにこだわらずに、地縁的にまとまりのある集落を単位として農業生産を共同で行おうとする集落営農は、さらに重要性を増していくものと考えられます。

そのため本町では、いきいきとした農山村づくりに向け、多様な人材の参加による集落営農組織の育成を積極的に推進していくこととしています。

【個別経営体】

営農類型	水稲専作	
規模	水田 21ha (自作地3ha、借入地19ha) 労働力 家族 2人 (主たる従事者1人)、雇用 2人	
所得及び労働時間	所得 524万円、労働時間 2,919時間	
生産方式	<p>[資本装備]</p> <p>トラクター45ps・60ps各1台、側条施肥田植機6条1台、コンバイン 6条1台 畔塗機、代かきハロー、乾燥調製施設、トラック1台、軽トラック2台 フォークリフト、播種機、育苗器、パイプハウス、作業場、格納庫</p> <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移植栽培 ・省力技術、スマート農業機械等の導入 ・収穫期間1ヶ月間の計画的な作付 	
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・長期間安定借地 ・圃場の集約化 ・省力技術の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・圃場管理システム等のスマート農業の実践 ・パソコンなどの活用による経営・労務管理 ・家族経営協定の締結
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な休息、休日 ・雇用導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種保険加入
<p>【算定根拠】</p> $\text{農業粗収益} - \text{農業経営費} = \text{農業所得}$ $2,095\text{万円} - 1,571\text{万円} = 524\text{万円}$		
1 品種構成		5 単位当たり労働時間
主食用米	20ha	13.9時間/10a
飼料用米 (多収品種)	1ha	6 1時間当たりの雇用労賃
2 生産量		1,100円
主食用米 : 540kg/10a		7 借入地面積
飼料用米 : 630kg/10a		19ha
3 単価		8 10a 当たり地代
主食用米 : 183 円/kg		10,800 円
飼料用米 : 10 円/kg		9 想定地域
※飼料用米交付金 113 千円/10a		町内全域
4 所得率		
25%		

【個別経営体】

営農類型	露地野菜専作（蓮根）		
規模	水田 2.0ha（蓮根） 労働力 家族2人（主たる従事者1人）		
所得及び労働時間	所得 540万円、労働時間 3,900時間		
生産方式	<p>[資本装備]</p> 耕耘機、代かき用車輪、動力散布機（背負式）、刈払機、ハス掘り機、ハス洗浄機 水槽、軽トラック、作業舎 <p>[技術内容]</p> 地力増進、品種にあった栽培管理、育成初期の適正な水管理		
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンなどの活用による経営・労務管理 ・家族経営協定の締結 		
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な休日・休息 		
<p>【算定根拠】</p> $\begin{array}{rcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} = \text{農業所得} \\ 1,080\text{万円} & & 540\text{万円} \quad 540\text{万円} \end{array}$			
1 品目 蓮根	5 単位面積当たりの労働時間 195時間/10a		
2 生産量 36,000kg（1,800kg/10a）	6 1時間当たりの雇用労賃 なし		
3 単価 300円/kg	7 借入地面積 1.0ha		
4 所得率 50.0%	8 10a当たり地代 5,000円		
	9 想定地域 坂本・本台		

【個別経営体】

営農類型	施設花き専作（バラ）		
規模	ガラス室 4,200㎡ 労働力 家族2人（主たる従事者1人） 雇用1名		
所得及び労働時間	所得 560万円、労働時間 5,200時間		
生産方式	<p>[資本装備]</p> ガラス室（二重カーテン）、暖房機、自動防除機、複合環境制御装置 ほ場内運搬機、選花結束機、冷蔵庫、パソコン、管理舎、倉庫 <p>[技術内容]</p> 土壌診断に基づく施肥管理、生産性の高い品種の採用、高品質切り花の増加		
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン等の活用による経営・労務管理 ・家族経営協定の締結 		
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な休日・休息 ・各種保険加入 ・農繁期の雇用確保 		
【算定根拠】	$\begin{array}{rclcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} & = & \text{農業所得} \\ 2,804\text{万円} & - & 2,244\text{万円} & = & 560\text{万円} \end{array}$		
1 品目 バラ	5 単位面積当たりの労働時間 1.9時間/㎡		
2 生産量 106本/㎡	6 1時間当たりの雇用労賃 1,100円		
3 単価 63円/本	7 借入地面積 —		
4 所得率 20.0%	8 10a 当たり地代 —		
	9 想定地域 地引・水沼		

【個別経営体】

営農類型	酪農専業		
規模	乳牛 経産牛26頭、育成牛12頭 労働力 家族 2人（主たる従事者1人）、雇用2人		
所得及び労働時間	所得 522万円、労働時間 3,120時間		
生産方式	<p>[資本装備]</p> <p>(共) 自給飼料生産機械 (トラクター、プラウ、ローラー、マニュアルレタ、コンハーベスタ、モアコン、ベーター、ラッピングマシン)、ショベルローダー、グローブ、TMRミキサー、バキュームカー ダンプカー、搾乳牛舎、乾乳・育成牛舎、堆肥舎、発酵処理施設、自動離脱搾乳装置</p> <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頭数規模に応じたタイストール方式及びF S, F B方式の採用 ・TMR給与 ・発酵飼料の活用 ・牛群検定の利用 ・性判別精液、受精卵の活用 ・稲WCS、飼料用米利用 ・カウコンフォートの採用 ・暑熱対策技術 ・スマート農業技術 		
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管基準の遵守 ・自給飼料生産機械の共同利用 ・自給飼料基盤の団地化及び水田利活用 ・作業の外部化 (預託牧場、コントラクター、TMRセンター) ・耕畜連携等による稲WCS、飼料用米、堆肥利用の促進 ・パソコンなどを活用した経営、労務管理 <ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 		
農業従事の様態	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働活用 (ヘルパー) ・雇用導入 ・各種保険加入 ・計画的な休日・休息 		
【算定根拠】	$\begin{array}{rcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} = \text{農業所得} \\ 2,608\text{万円} & & 2,086\text{万円} \quad 522\text{万円} \end{array}$		
1 品目	酪農専業 (乳牛)	5 所得率	20%
2 規模	経産牛26頭 育成牛12頭	6 労働時間	経産牛 120時間/年・頭 7 1時間当たり雇用労賃 1,100円
3 生産量	8,800kg/頭		
4 単価	乳価 114円/kg		

【個別経営体】

営農類型	椎茸		
規模	原木 17,000本 労働力 家族2名（主たる従事者1名）		
所得及び労働時間	所得 547万円 労働時間 3,400時間		
生産方式	<p>[資本装備]</p> <p>軽トラック、育苗ハウス、原木穿孔機、発電機、暖房機、クローラー運搬機 フォークリフト、クーラー、発生舎、水槽、保冷库、人工槽場、自動包装機 芽出室、散水施設</p> <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稚病移植栽培 ・適切な品種の組み合わせ ・倒伏防止対策 ・原木水分測定と適正な植菌 ・適切な水温管理 ・適切な発生舎の温度管理 		
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・機械の共同利用 ・簿記の記入 ・女性の経営能力の養成 ・原木林の確保 ・伏込地の団地化 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度資金の活用 ・出荷施設の充実 ・直販の導入 ・作業、管理日誌の記帳 ・家族経営協定の締結 	
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な休日・休息 ・月給制の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用導入 	
【算定根拠】	$\begin{array}{rcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} = \text{農業所得} \\ 1,825\text{万円} & & 1,278\text{万円} \quad 547\text{万円} \end{array}$		
1 品目	椎茸	6 雇用者の労働時間	—
2 生産量	1,200kg/千本	7 1時間当たりの雇用賃金	—円
3 単価	895円/kg	8 借入地面積	—ha
4 所得率	30%	9 10a当たりの地代	—円
5 単位規模当たりの労働時間	200時間/千本		

【組織経営体】

営農類型	水稲専作+作業受託	
規模	水田 50.0ha 自作地 10.0ha 借入地 20.0ha 作業受託 (刈取、調製) 20.0ha 労働力 主たる従事者 2人 雇用 6人	
所得及び 労働時間	所得 1,100万円 労働時間 5,390時間 うち基幹労働力構成員2名で2,250時間	
生産方式	<p>[資本装備]</p> <p>トラクター、側条施肥田植機、コンバイン、畦塗り機、代かきハロー、乾燥調整施設 作業舎、格納庫、育苗舎、フォークリフト、機械運搬車</p> <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移植栽培 ・収穫期間1ヶ月間の計画的な作付 ・省力化技術 ・スマート農業の導入 	
経営管理 の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・借入による規模拡大 ・ほ場の集中化 ・農業簿記の記入 ・ほ場別の栽培管理の記入 ・パートの確保 <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営基盤強化準備金の活用 ・計画的な休日・休息 	
農業従事 の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な休息、休日 ・雇用管理 <ul style="list-style-type: none"> ・月給制の導入 	
【算定根拠】		
$\begin{array}{rcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} = \text{農業所得} \\ 4,020\text{万円} & & 2,920\text{万円} \quad 1,100\text{万円} \end{array}$		
1 品目 水稲	2 生産量 510kg/10a	3 単価 水稲 215円/kg 作業受託 (刈取、調製) 36,550円/10a
4 所得率 27%	5 単位規模当たりの労働時間 水稲 16.3時間/10a 作業受託 (刈取・調整) 2.5時間/10a	6 1時間当たりの雇用賃金 1,100円/時間
	7 10a当たりの地代 15,000円	8 想定地域 町内全域

【組織経営体】

営農類型	水田農業（水稲＋麦＋大豆）	
規模	水田45ha（自作地10ha、借入地35ha） 労働力 構成員4人（主たる従事者4人）、臨時雇用3人	
所得及び労働時間	所得 2,106万円（助成金2,256万円含）、労働時間 6,445時間	
生産方式	<p>[資本設備]</p> <p>トラクター、側条施肥田植機、コンバイン、畦塗り機、代かきハロー 乾燥調製施設30ha規模（汎用乾燥機）、作業舎、格納庫、トラック、サブソイラー ハローシーダー、ブームスプレイヤー、ロータリカルチ、汎用コンバイン、大豆選別機</p> <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稲 移植栽培 ・大豆 300A技術 	
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・長期借地 ・圃場の団地化 ・2年3作ブロックローテーション ・農業経営基盤強化準備金の活用 ・生産記録 ・パソコンなどの活用による経営・労務管理 ・法人化 	
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用導入 ・計画的な休息、休日 ・各種保険加入 	
<p>【算定根拠】</p> <p>農業粗収益 － 農業経営費 ＝ 農業所得</p> <p>5,676万円 3,570万円 2,106万円</p>		
1 品目・規模及び品種構成	2 生産量	3 単価
<p>水稲 30ha（ふさおとめ、ふさこがね、コシヒカリ、粒すけ）</p> <p>大豆 15ha（サチユタカ、フクユタカ）</p> <p>小麦 15ha（さとのそら）</p>	<p>水稲 162,000kg（540kg/10a）</p> <p>大豆 31,500kg（210kg/10a）</p> <p>小麦 45,000kg（300kg/10a）</p>	<p>水稲 183円/kg</p> <p>大豆 100円/kg</p> <p>小麦 30円/kg</p>
4 所得率	5 単位当たり労働時間	6 1時間当たりの雇用労賃
37%	<p>水稲 13.9時間/10a</p> <p>大豆 7.6時間/10a</p> <p>小麦 7.6時間/10a</p>	1,100円
	7 借入地面積	8 10a当たり地代
	35ha	12,000円
	9 想定区域	10 助成金
	町内全域	水田活用直接支払交付金 畑作物直接支払交付金 等
		※機械の一部を償却済とし、60%に圧縮

【組織経営体】

営農類型	露地野菜専作 (蓮根)	
規模	水田8ha (自作地 2ha、借入地 6ha) 労働力 主たる従事者4人、雇用3人	
所得及び労働時間	所得 2,200万円、労働時間 14,400時間うち基幹労働力構成員4名7,200時間	
生産方式	<p>[資本設備]</p> <p>耕耘機 代かき用車輪、動力散布機(背負式)、刈払機、大型ハス掘り、機ハス洗浄機、水槽、軽トラック 製品加工所、保冷庫</p> <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地力増進 ・品種にあった栽培管理 ・育成初期の適正な水管理 	
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン活用による労務管理 ・ほ場別栽培記録 ・複式簿記の記帳 ・法人化 	
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用導入 ・各種保険加入 ・計画的な休息、休日 	
【算定根拠】		
	農業粗収益	農業経営費 = 農業所得
	3,984万円	1,784万円 2,200万円
1 品目・規模及び品種構成		6 1時間当たりの雇用労賃
蓮根		1,200円
2 生産量		7 借入地面積
1,500kg/10a 162,000kg (540kg/10a)		4ha
3 単価		8 10a当たり地代
332円/kg		10,000円
4 所得率		9 想定地域
55.2%		坂本・本台
5 単位当たり労働時間		
180時間/10a		

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本指標

- 本町で現に展開されている経営事例を踏まえ、第1の5で示した所得目標の達成を可能とする。新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、本町における主要な営農類型を例示すると以下のとおりです。

なお、例示は、新たに農地等を確保して就農する場合や親の経営から独立した新たな部門を起こす場合を想定しています。

組織形態	営農類型
個別経営体 (※1)	水稲専作 露地野菜専作(蓮根)

※1) 個別経営体

「個別経営体」の経営形態は個人又は法人で、労働力構成として経営主1名とその家族ないしは雇用労働者1～2名程度で営まれることを想定しています。

個別経営体においては、複式簿記の導入やパソコン等を活用した経営管理を行い、個人経営にあっては、家計と経営を分離して、経営内容を明確化するとともに家族経営協定など家族間の取り決めにより、計画的な休日の確保や家族への月給制の導入などの取組や各種保険に加入するなど労働環境の整備が重要です。

【個別経営体】

営農類型	水稲専作	
規模	水田5.0ha 借入地5.0ha 労働力家族 2名	
所得及び労働時間	所得 250万円、労働時間 1,500時間 家族労働1,200時間	
生産方式	<p>[資本装備] トラクター（25ps）2台、乗用田植機5条（側条施肥）1台 コンバイン（3条刈）1台、畔塗機、ドライブハロー、乾燥調製施設、軽トラック 播種機、育苗器、パイプハウス、作業舎、格納庫</p> <p>[技術内容] ・移植栽培 ・収穫作業の競合を避けるための品種の組合せ</p>	
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・農作業日誌の記帳活用 パソコンによる経営管理 ・生産管理の記録 	
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な休息、休日 	
<p>【算定根拠】</p> $\begin{array}{rcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} = \text{農業所得} \\ 548\text{万円} & & 2278\text{万円} \quad 270\text{万円} \end{array}$		
1 品種構成		5 単位面積当たりの労働時間
主食用米 4ha		30.0時間
飼料用米（多収品種） 1ha		
2 生産量		6 1時間当たりの雇用労賃
500kg/10a		なし
540kg/10a		7 借入地面積
		5.0ha
3 単価		8 10a当たり地代
主食用米：215円/kg		15,000円
飼料用米：10円/kg		
※飼料用米交付金113千円/10a		9 想定地域
4 所得率		町内全域
49.2%		

【個別経営体】

営農類型	露地野菜専作（蓮根）		
規模	水田1.0ha（蓮根） 労働力 家族2名		
所得及び労働時間	所得 270万円、労働時間 2,000時間		
生産方式	<p>[資本装備] 耕耘機、代かき用車輪、動力散布機（背負式）、刈払機、ハス掘り機 ハス洗浄機、水槽</p> <p>[技術内容] ・移植栽培</p>		
経営管理の方法	・農作業日誌の記帳活用	パソコンによる経営管理	
農業従事の態様	・計画的な休息、休日		
【算定根拠】			
	農業粗収益	－ 農業経営費	= 農業所得
	540万円	270万円	270万円
1 品種構成 蓮根		5 単位面積当たりの労働時間 30.0時間	
2 生産量 1,800kg/10a		6 1時間当たりの雇用労賃 なし	
3 単価 300円/kg		7 借入地面積 1.0ha	
4 所得率 50%		8 10a当たり地代 15,000円/10a	

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町の特産品である水稲などの農畜産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、育成方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組みます。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに長生農業事務所や千葉県農業者総合支援センターをはじめ、県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組みます。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行います。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組見ます。

加えて、長南町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行います。

2 市町村が主体的に行う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、長生農業事務所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行います。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行います。

さらに、長南町が主体となって、長生農業事務所、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体と連携することにより、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制の構築を目指します。

加えて、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じます。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導します。

3 関係機関の連携・役割分担の考え方

町は、長生農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター等の関係機関と緊密な連携をとり、就農相談対応や人材確保に係る支援を行います。また、就農希望者の営農計画作成に対する支援を行います。

就農希望者等の受入について、関係機関と連携した体制を構築するとともに、生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等をサポートします。

農業委員会は、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携し、就農希望者への農地等の情報提供を行います。

農業協同組合は、就農希望者等の作物ごとの営農技術等の指導を行うとともに、必要に応じて農業機械の貸与など必要なサポートを行います。

長生農業事務所は担い手の育成に向けて、普及指導員による指導に加え、各種の研修会等の実施や専門家派遣による個別支援などを行います。

個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり・コミュニケーションづくりを行います。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本町は、長南町農業再生協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、長生農業事務所へ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努める。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう長生農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行います。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度です。

地 域	農用地面積 (A)	利用集積の 目標面積 (B)	目標シェア (B/A×100)	利用権設定等 面積
長南町全域	1, 200 ha	720 ha	60.0 %	309 ha

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標
農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における
経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

注1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における利用集積の目標面積には、基幹的作業（水稲については耕起・代かき・田植え・収穫、その他作物については耕起・播種・収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。

注2) 目標年次はおおむね10年後とする。

注3) 利用権設定等面積には、農地中間管理機構から借り受けた面積も含む。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

長南町の平坦部及び山間部においては、水稲を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。

(3) 関係団体等との連携体制

長南町では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、関係各課、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等が連携し、地域計画の

策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積の推進を実施します。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

長南町は、千葉県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、長南町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

長南町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各種事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

さらに、長南町は農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法

①協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定します。

②開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ります。

③参加者

農業者、市町村、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の支部員、土地改良区、千葉県、その他の関係者とします。

④協議すべき事項

協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行います。

⑤相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を産業振興課に設置します。

(2) 第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ります。

(3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

長南町は、地域計画の策定に当たって、千葉県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施します。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによります。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(エ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、(ア)及び(エ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(ウ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合は、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができるものと認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、該当者が前項のアの(ア)から(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとします。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会、農地中間管理事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは第7条に規定する農地中間管理機構の特例事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによります。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下「政令」という。）第3条で定める者を除く。）は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとします。

ア その者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 長南町長への確約書の提出や長南町長との協定の締結を行う等により、そ

の者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとします。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとします。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分及び株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分及び株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとします。

（3）開発を伴う場合の措置

- ① 長南町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経済局長通知。以下「基本要綱」という。）別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させます。

- ② 長南町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進めます。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 長南町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定めます。
- ② 長南町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとします。
この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定めます。

(5) 要請及び申出

- ① 長南町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、長南町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができます。
- ② 長南町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができます。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができます。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとします。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 長南町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定めます。
- ② 長南町は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとします。

- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、長南町は、農用地利用集積計画を定めることができます。
- ④ 長南町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにします。

（７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとします。

なお、⑥のウに掲げる事項については、（１）の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとします。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（（１）の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農地法第６条の２各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地

の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨
ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

- (ア)農用地を明け渡す際の原因回復の義務を負う者
- (イ)原因回復の費用の負担者
- (ウ)原因回復がなされないときの損害賠償の取決め
- (エ)貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- (オ)その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

長南町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得ます。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとします。

(9) 公告

長南町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を長南町の掲示板への掲示により公告します。

(10) 公告の効果

長南町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとします。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければなりません。

(12) 紛争の処理

長南町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じ

たときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努めます。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 長南町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。
 - ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 長南町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとします。
 - ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき。
 - イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 長南町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を長南町の公報に記載することその他所定の手段により公告します。
- ④ 長南町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃借権又は使用貸借は解除されたものとみなします。
- ⑤ 長南町農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の所有者に対しての当該農用地についての権利の設定のあつせん等（農地保有合理化事業の実施等）の働きかけ等を行う」。

**3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準
その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項**

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

長南町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のため

に行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進します。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとします。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとします。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとします。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとします。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を長南町に提出して、農用地利用規程について長南町の認定を受けることができます。

② 長南町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第3項の認定をします。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該

地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 長南町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を長南町の掲示板への掲示により公告します。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用します。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、その他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができます。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとします。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 長南町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をします。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は

農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなします。

（7）農用地利用改善団体の勸奨等

- ① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うように勸奨することができます。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとします。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとします。

（8）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 長南町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努めます。
- ② 長南町は、（5）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、長生農業事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（公益社団法人千葉県園芸協会）等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努めます。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

長南町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図ります。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るための農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ります。

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとします。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

長南町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組みます。

このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修（農地売買等事業並びに研修等事業を実施している者に限る。）の保有農地

を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進します。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備します。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

長南町は、新たに農業経営を営もうとする青年等を確保するために、長生農業事務所等の県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体や長生農業事務所、農業協同組合と連携し、就農相談窓口を設置し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行います。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れなど、受入環境の整備を行います。

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や関係機関・団体が連携し、農業技術の習熟度に応じた取組を実施する。具体的には、農業体験事業を実施することで、農業に関する知見を広められるようにします。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

長南町が中心となって、長生農業事務所、農業委員会、農業協同組合等と連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容等の就農前後のフォローアップを行い、関係機関と情報共有し、面接や経営相談を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、経営をサポートします。

また、新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しのお話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化します。

(3) 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、就農準備資金・経営開始資金や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、5年後を目処に引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導します。

(4) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については、県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体等、就農後の営農指導等フォローアップについては長生農業事務所、農業協同組合等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構等、各組織が役割分担しながら各種取組を進めます。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

長南町は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとします。

ア 長南町は、長南町水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に長南東部地区の農事組合法人長南町東部営農組合が行っているような面的な広がりでの田畑輪換を実施する集団的土地利用方式を推進します。

イ 長南町は、多面的機能支払(平成27年度～)によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努めます。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

長南町は、町の職員、農業委員会、長生農業事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立します。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進します。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、地域担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、長南町は、このような協力の推進に配慮します。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとします。

附 則

- 1 この基本構想は、平成7年2月21日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成18年8月23日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成22年6月2日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、令和5年10月1日から施行する。

別紙1（第5の2の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において利用権の設定等を受ける土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとします。

（1） 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社等（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……………その土地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

……………その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2） 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……………その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……………その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（3） 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第5号、7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……………その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙 2

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定の基準
<p>1 存続期間は3年又は6年（農地中間管理機構を活用する場合は5年以上（機構集積協力金による支援を受ける場合はしの要件を満たす期間とする。）農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適当と認められる期間その他利用目的に応じて適当と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年又は6年とすることが相当でないと認められる場合には、3年又は6年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定試算評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>

③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について返還を請求する場合その他その法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、長南町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準
Ⅰの①に同じ。	<ol style="list-style-type: none"> 1 混牧林地については、その混牧林地の近傍林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の用途がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Ⅰの②の3と同じ。

③借賃の支払方法	④有益費の償還
Ⅰの③に同じ。	Ⅰの④に同じ。

Ⅲ 農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②損益の算定基準
I の①に同じ。	<p>1 作物等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>

③損益の決済方法	④有益費の償還
I の③に同じ。この場合において I の③中「借賃」とあるのは「損益」と、「貸借人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	I の④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払い方法
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>

③所有権の移転の時期
<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>